

大阪市立出来島小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年度

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2. 本校の基本方針ポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと「学びに向き合い、心豊かにたくましく生きる子を育てる」を学校教育目標と定め、児童の育成のために「出来島小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先取り組むとともに、いじめ事案に対し早期発見・解決を目指す本校の方針ポイントとして、以下点をあげる。

- ① いじめを生まない学校・学級づくりといじめを許さない学校の雰囲気
- ② 早期発見・早期解決
- ③ 問題解決に向けた体制の整備

3. いじめの未然防止について取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識を踏まえ全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 学習規律の確立や配慮を要する児童への対応
 - 6年間を通して一貫した学習規律を校内で確立し、規範意識と秩序ある児童の育成を図る。
 - 個々の自尊感情や自己肯定感を高めることで、他者にも優しい目を向けられる児童を育成し、配慮を要する児童を学級の中心に据えた温かい雰囲気の学級経営を図る。
- ② 「わかる授業」づくり
 - すべての児童がわかる授業づくりを研究することを通して、「わかる喜びを感じられる授業」づくりを工夫する。
 - 全教員が年間で少なくとも一回の公開授業を行い、相互参観することで教員のスキルアップを図る。
- ③ 学力向上にむけて
 - 全国学力・学習状況調査や、大阪市小学校力経年調査など1年間の学習結果を分析し、各学年・学校の課題を探り、学力向上に向けた取り組みを進める。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

①一人ひとりが活躍できる活動を充実させための取り組みについて

○ 特別活動の充実を図り、個々が活躍できる場の設定を工夫することで、自己有用感を高める。

②人とのつながりを感じられる集団づくりについて

○ 特別活動を中心とした学習の中で、コミュニケーション能力高める。

③児童生徒を認め、ほめる指導を充実させるための取り組みについて

○ 教職員全員が「子どもの良さ」を視点に入れた指導に取り組むことで、ほめる指導に繋げる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

○ 道徳教育を中心に、全教職員において、「いじめ」を決して許さない態度の育成とともに人権感覚の優れた児童の育成を図る。

○ 「いじめアンケート」を活用し、傍観者もいじめに加担している（加害者）側であることを理解させ、「見て見ぬふり」できない集団づくりを行う。

○ 情報モラル教育に積極的に取り組んでいく。

4. いじめの早期発見について取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 月に1回、スクリーニング会議（生活指導連絡会）をもち、全教職員で気になる児童の様子を共通理解し、全員の目で見守る。
- ② 学期に1回の「いじめアンケート」結果の分析から、適切な面談や聞き取りを行い、累積し記録する。
- ③ スクールカウンセラーや関係諸機の積極的な連携を推進する。

5. いじめ の早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的対応をする。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人間性の成長に主眼を置いた指導を行う。

いじめ発見時の流れ

～発見から解決までのプログラム～

いじめ発見 …学級担任、または周囲の判断によりいじめと認識

↓ ⇒被害児童を中心に、加害児童も含め周りの児童からも十分な聞き取行う。

報 告 …いじめ発見直後、必ず管理職と生活指導部長へ連絡報告

↓ ⇒学級担任が報告する。

管理職の判断 …実態把握・今後の対応→ 校内いじめ防止対策委員会の招集（発見当日）

⇒被害児童・加害児童とともに保護者に連絡する。

↓
※被害状況に応じて、大阪市教育委員会への連絡、警察など関係諸機と連携する。
(学校長判断)

委員会開催 …今後の対応、経過観察期間 確認

↓
⇒被害児童保護者への報告を行う。
※必要に応じて両保護者との面談・話し合い等も迅速行う。

決定内容についての教職員全体での共通理解

↓

経過観察後、委員会再招集 …経過確認、今後の対応

※最終解決の判断は学校長が決定する。必ず被害児童とその保護者に確認後の判断を仰ぐ。

6. いじめ 問題に取り組むための校内組織

（1） 学校内の組織 <出来島小学校 生活指導体制>

① 通常体制…担任+教科担当等・生活指導部長・管理職

【対応事案】けんか・短期不登校等

※ 生活指導上、気になる児童の状況について上記メンバーで日常的に共有化する。また、スクリーニングシートへの記録・提出を行う（生活指導部長・管理職確認）。

② 生活指導委員会…担任+教科担当等・生活指導部長・管理職

【対応事案】万引き・長期不登校・集団班トラブル・深夜徘徊等

③ **校内いじめ防止対策委員会（特別生活指導委員会・特別生活指導委員会）**

…担任+教科担当等・養護教諭・教務主任・生活指導部長・管理職

【対応事案】いじめ・常習性が疑われる問題（万引き・喫煙・飲酒・薬物・児童虐待）

「いじめ」問題を最重大事案と考え、発見と同時に「校内いじめ防止対策委員会」を招集し、対応に当たる。